

★免除された国民年金保険料を追加で支払いたいときは追納をお勧めします

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

1. 追納を行う場合は、申込みが必要です。

申込みをすると、後日、年金機構から納付書が郵送されますので、最寄りの金融機関などで納付してください（口座振替ならびにクレジット納付はできません）。

2. 追納に関する注意事項

- 追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています（例えば令和3年9月分は令和13年9月末まで）。
- 10年以内であっても、老齢基礎年金の受給権者は追納することができません。
- 承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。
- 保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

【手続きに必要なもの】 年金手帳または基礎年金番号のわかるもの

【手続先】 市保険課（6番窓口・受付番号票③） ☎ 31-0216

美都・匹見各総合支所地域振興課または浜田年金事務所でお手続きください。

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

相談日 9月14日(火)・28日(火)

相談場所 市立市民学習センター

9月14日(火) 104 研修室

9月28日(火) 103 研修室

相談時間 10:00 ~ 15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

相談日 9月22日(水)

毎月第4木曜日

相談場所 浜田年金事務所

相談時間 13:00 ~ 16:00

☆要予約 9月14日(火)までに予約

予約方法 電話またはFAX ※代理可

(記載事項：住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



【年金相談の予約・問い合わせ先】 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ☎ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要です。

※浜田年金事務所でお相談される場合も、電話で予約しておくともスムーズに相談できます。



9月10日は「下水道の日」です



「下水道の日」は、昭和36年に下水道普及促進を目指して制定されました。

「下水道の日」をきっかけに、下水道の役割を再認識し、下水道の正しい使い方を心がけましょう。

< 下水道の役割 >

- ①川や海をきれいにし、自然環境を守ります。
- ②悪臭、蚊等の発生を防ぎ、生活環境を改善します。

< 下水道は正しく使いましょう >

下水道に流してもよいのは、家庭で使われた後の汚れた水だけです。

下水道の使用については、次のことに注意してください。

- ◆ 台所では …… 油や野菜くず、残飯等を流さない。
- ◆ トイレでは …… トイレトーパー以外の紙やおむつ等を流さない。
- ◆ 風呂や洗面台では …… 髪の毛やごみを流さない。
- ◆ 洗濯のときは …… 洗剤等は適量を使用する。

【問い合わせ先】 市下水道課 ☎ 31-0323



益田水質管理センター (かもしま東町)

公共下水道に接続している家庭から排出される汚水を浄化処理する施設です。微生物の働きを利用して汚れた水をきれいにしています。